業務部速報



No. 7

発行 21. 7. 8

JR東労組 業務部

申2号

「新JINJREシステム導入に伴う組合費 控除取り扱い変更に関する解明申し入れ」



JR東労組は、5月20日、会社から「2021年10月から新JINJREシステムに変更となるため、JR東労組が今まで行ってきた方法で組合費控除はできなくなる」と説明を受けました。



JR東労組の組合費控除は「賃金控除に関する協定付属覚書」に則り、 労使慣行として組合費控除が行われてきた事実や、変更の理由に納得 感がないこと、不明な点も多いことなどから、当然、労使間及び、組織内 議論を丁寧に行う必要があることを主張してきました。

6月23日、JR東労組は「従来の覚書に則る方法による組合費控除を労使合意としていきたい」との組合の考え方を示しました。しかし、会社は「10月以降は現在の方法では継続できない」とし「労働組合が行う共済事業の掛金及び組合費控除等の賃金控除に関する覚書案」が突如として示され、締結の検討が求められました。多くの地方本部から「組合費控除の変更について疑問点が多い」「組合費控除の変更は負担が大きい」と疑問や不安の声があり、会社と真摯に議論するために申し入れを行うことを伝えてきましたが、会社は7月8日に「平成4年1月 16 日に締結した賃金控除に関する協定付属覚書の解約について」を交付してきました。

JR東労組は、会社が一方的に新システムを導入し、その導入に伴い これまで通りの取り扱いができないと唐突に取り扱いの変更の考えが 示されたこと、更に労使議論中であるにも関わらず「賃金控除に関する 協定付属覚書」の解約通知が示されたことに対し、*納得できません。*



JR東労組第40回定期大会では代議員から「会社は慣行に基づいた組合費控除を続けるべき」 などの発言がありました。会社は「賃金控除に関する協定付属覚書」について解約通知を行いましたが、協約等に関わる議論は労使議論を尽くし、締結相手の了解を得るべく誠実な努力・配慮を行ったうえでの「労使合意」を前提とするべきです。

申し入れ項目

- 1. 組合費の控除方法の変更にあたり、JR東労組の了解を得るべく誠実な努力・配慮を行わなかった理由について明らかにすること。
- 2. 組合費の控除方法の変更および「賃金控除に関する協定附属覚書」を見直す理由を明らかにすること。
- 3. 組合費の控除方法の変更点を明らかにすること。また、組合費の控除以外の項目について変更点はないのか明らかにすること。
- 4. 新JINJREシステムはいつから稼働するのか明らかにすること。
- 5. 「賃金控除に関する協定附属覚書」の解約通知を行った理由を明らかにすること。
- 6. 「賃金控除に関する協定附属覚書」と会社が新たに示した「労働組合が行う共済事業の掛金及び組合費等の賃金控除に関する覚書」の変更点および変更理由について明らかにすること。

丁寧な労使議論を経た「新たな覚書の締結」を求めます!